

アメリカ経済と日本

名城大学教授 高内俊一

アメリカの戦勝浮かれムードはいつまで続くのだろうか。さしあたりは、湾岸戦争の「大勝利」がベトナムの悪夢をふきとばし、「唯一の覇権大国」として「復活」したとブッシュやアメリカ国民が思いががるのは、心情的には理解できないこともない。しかし、おそらくそれは、一時的なものに過ぎないだろう。

「冷戦体制」の歴史的な終結がいわれたが、その基本的な背景の一つとして、米ソ双方ともこれ以上の軍拡を不可能にしていた経済危機の深刻化があったことを思い出してみる必要がある。いまアメリカでは、予想外の短期の戦争終結で景気の早期回復の期待が強まっている。ドル高や株高がつづいているのもそのためである。

けれども、「経済危機」が去ったというデータがでていいるわけでは全然ない。日本やドイツ、サウジなどに軍費を負担させて自らの戦費は安上がりで賄ったとはいえ、もともとの財政に占める軍事費の比率は高く、ドル高も加わって財政赤字と貿易赤字の「双子の赤字」が改善される条件はない。昨年第4・四半期以降のリセッション対策としての金融緩和策も、公定歩合がすでにドイツを上回り、わが国と同水準（6%）まで下げられて限界にきている。おまけに、アメリカの銀行は、不動産不況を背景に軒並み倒産の危機を深め、いつ信用恐慌が起こってもおかしくない状況にある。

いわゆる「復興特需」への期待が景気回復論につながってることは確かである。だが、需要が有効需要になるためには、「資金」の手当てが必要になる。このカネはどこにあるのだろうか。アメリカにはない。ドイツにもない。旧東ドイツの復興需要で余裕が全然ない。湾岸諸国やソ連、東欧向けにも莫大な「資金」がいる。日本への期待が集まるわけだが、わが国にも実はもうカネはなくなってきている。黒字べらしが利いて国際収支のゆとりが急速になくなっていくからだ。

アメリカは、遅かれ早かれ冷厳な経済の現実と直面せざるをえないだろう。というより、当局者には事態はよく分かっているはずである。対日経済要求はこれまで以上に強まる。アメリカの経済危機の進行と「湾岸」問題の過程でみせた、アメリカ政府さえ驚いたほどの海部内閣の卑屈な対米協力姿勢の重なりは、カサにかかった一層の厳しい譲歩を迫ってくることは間違いないだろう。このままでは7月のロンドン・サミットを当面のヤマ場として、コメの自由化、大店法改悪の実施、独禁法改正、金融自由化を始め、アメリカ独占資本へのさらなる譲歩と従属が進むことになりかねない。春闘と地方選での勝利によって、自主的な国民本位の経済構築の突破口を作ろう。（たかうち しゅんいち 当研究所理事）

著書紹介

川人 博 著

『過労死と企業の責任』

(労働旬報社 1990年11月)

浅生 卯一

周知のように、過労死問題を「社会問題」として認知させたのは、全国の医師、弁護士、労働運動家などが中心となって、1988年6月に開設された「過労死110番」の活動である。同年10月には、過労死問題を日常的に取り組むための「過労死弁護士全国連絡会議」が結成されている。本書は、その事務局長である川人博弁護士が、この2年有余の間、100人を越す過労死遺族の方々の相談活動や労災申請などに取り組むなかで、悩み考えながら生み出されたものである。

過労死問題を取り上げた著書・論文は、ここ2～3年で多数にのぼっているが、本書の特徴は、過労死問題を企業責任の追及という視角からまとめている点にある。この点に関して著者は、つぎのように言う。「この間の過労死に対するたたかいは、労災認定闘争という形態が多かったため、そのターゲットは、主として労働省であった。…しかし、この結果、本来の加害者である企業の責任が、あいまいにされてきたのではないか。労災保険制度を盾にして、企業の責任が事実上免罪されてきたのではないか」(「はしがき」)と。

こうした問題意識からまとめられた本書は、「第1章 事例にみる過労死と企業の責任」、「第2章 過労死と企業責任をめぐる法律問題」、「第3章 企業責任の追及のしかた」の三つの章から構成されている。第1章では、四件の過労死事件が取り上げられ、その企業責任の特徴として、①労働時間の絶対的な長さとしてそれを生み出す企業政策、②労働者の健康保持に関する企業側の無関心・無配慮の二点が指摘されている。つづいて、わが国の労働行政が過労死の労災認定をほとんどおこなわないことによって、単に労災保険の不支給にとどまらず、過労死にたいする企業責任の存在の有無まで事実上決定していることが明らかにされ、こうした状況のもとでは、労基署に対す

労働者のくらしと権利を守るたたかいは
知開をせるための学習実践材料の場

権利を武器に、人間性の回復を 91年 あいち 権利フォーラム

と き 1991年 8月15日(土) 午後1時半から
16日(日) 午後2時半ころまで

と ころ 瀬戸市産光寺 愛知県労働者研修センター

主 催 「権利を武器に、人間性の回復を 91年
あいち 権利フォーラム」実行委員会
(連絡事務局：自由法曹団、愛労連、労開研)

※詳しくはにら参照

る労災申請とともに、企業責任を直接追及することが重視されねばならないとしている。的を射た指摘であろう。

企業責任追及の重要性を指摘した前章をうけて、第2章では、著者自身の企業責任追及の理論的展開がなされている。本書の核心的な部分である。まず、企業は使用者として、労働者のいのちと健康に配慮すべき義務（安全配慮義務、健康保持義務など）があり、この「安全配慮義務」の理論は、わが国の裁判所においても完全に定着しており、この理論が、過労死の場合にも当然適用されねばならないとされる。すなわち「企業は、労働者が過重労働による過労が原因で脳・心臓疾患等を発症しないように、労働者のいのちと健康に配慮すべき義務がある。そして、仮に、企業が右義務に違反して労働者を働かせ発病させた場合には、その発病に対し全面的に責任を負わなければならない」（93頁）と。

そして、この「安全配慮義務」の内容を、過労死の場合にそくして、(i)基本的な考え方、(ii)基礎疾病・既往症のある場合、(iii)労働各法規との関係という点から具体的に構成されている。(i)では、過労死における「安全配慮義務」の内容として、企業は、①労働負荷が過重とならないように、日常的に労働条件について配慮すべきこと、②十分な健康管理体制をとって、労働者の健康状態の把握に務め、脳・心臓疾患等

の過労性疾病の予防・早期発見につとめるべきことの2点に整理されている。

(ii)では、高血圧症・狭心症・糖尿病・喘息その他の基礎疾病や既往症の存在を企業が知っていた場合はもちろん、その存在を知らなかった場合においても、事情によっては企業責任が免れないとされる。

(iii)では、労働条件や健康管理に関する労働各法規の諸規定は、そのまま企業の労働者に対する私法上の義務の具体的内容になるとされ、過労死事案に関係の深い労働法規として、①総論規定 ②労働時間に関するもの ③健康診断に関するもの ④中高年齢者への配慮その他の努力義務規定 ⑤作業環境・休養室の設置等 ⑥安全衛生管理体制 ⑦その他の特別法や各種通達による規制・行政指導 ⑧ILO等国际的な諸基準、を列举されている。著者が展開された「安全配慮義務」の内容を徹底して活用すれば、かなりの改善が実現できるのではないかと思う。

第3章は、企業責任追及の実践方法が、①基礎知識から、②過労死予防の取り組みまでQ&A形式で述べられており、わかりやすい。

（愛知労働問題研究所所員）

< 研究会だより >

愛知労働問題研究所特別定例研究会

愛知労働問題研究所 編

新版 あいちの労働と生活

——統計・資料にみる

「新版 あいちの労働と生活」を2月に刊行しました。これは、最新の統計や資料をつかって愛知の経済、労働、生活、運動を分析したもので、3年前に刊行した旧版の内容を継続性をもたせて30ページほど増やして内容を一新しました。91国民春闘、91年のいっせい地方選での愛知の情勢分析の有力な資料となると思います。また、愛知の分析のための研究用資料として活用いただけるものと考えています。すでに、新聞での紹介をはじめ多くの反響がよせられています。

今回、購入いただいた方を対象に各編の編集責任者から内容について報告いただき、さらに深め合うため論議するの研究会を4月より以下のように開きます。ぜひ、多数の参加をよろしくお願いします。

第1編 経 済 報告 猿田正機（中京大助教授）
木村隆夫（名古屋経済大助教授）
と き 4月26日（金）午後6時30分～9時

第2編 労 働 報告 浅生卯一（研究所所員）
石川暁生（全労働愛知支部）
と き 5月24日（金）午後6時30分～9時

第3編 生 活 報告 長沢孝司（日本福祉大助教授）
佐々木昭三（研究所事務局次長）
と き 6月21日（金）午後6時30分～9時

第4編 運 動 報告 伊藤欽次（研究所事務局長）
大木一訓（日本福祉大教授）
と き 7月19日（金）午後6時30分～9時

* 場所は4月は女性会館（旧婦人・東別院）5月からは新事務所会議室

< 婦人労働部会 >

コース別人事制度部会を4月17日に行いました。内容は、商工中金のたたかいの前進と職場状況・東京集会、四大卒アンケート案、欧米の男女差別問題、損保のコース別導入状況と課題90年の男女差別撤廃のたたかいなどで活発に論議しました。次回は、以下の内容で行います。

コース別人事制度部会

と き：1991年5月29日（水）午後6時30分から9時まで

ところ：研究所新事務所（地下鉄東別院下車 ・ 東へ徒歩5分、名古屋市女性会館南向い側の「高齢者労働会館」5F・323-3435）

内 容：労働運動4月号シンポ「人手不足時代」の女性労働者
自由法曹団「均等法見直しに関する意見書」

資料代：実費

先回の育児休業・看護休暇部会は、4月10日に行いました。

内容は、政府・自民党の「育児休業法案」の問題点の検討と全労連の育休の要求・政策について協議して、今後の運動についても意見交換しました。また、民間の実態と状況についても論議しました。

次回は、引き続き政府・自民党の「育児休業法案」について、国会での論戦を踏まえながら、その内容の問題点の検討と今後の運動の方向、私たちの育休・看護休の要求・政策について行います。

育児休業・看護休暇部会

と き：1991年5月21日（火）午後6時30分から9時まで

ところ：研究所新事務所（地下鉄東別院下車 ・ 東へ徒歩5分、名古屋市女性会館南向い側の「高齢者労働会館」5F・323-3435）

内 容：政府・自民党の「育児休業法案」と今後の運動、要求と政策

資料代：実費

＜あいち職場の健康問題研究会＞

前回の研究会は3月9日にいま焦点になっている「3組2交替制導入問題」をテーマで行いました。最初に、トヨタ・シンポの論議を含めて研究所の佐々木さんから「トヨタの新たな戦略と3組2交替のねらいと職場・生活への影響」について報告があり、続いて、三菱自動車の安井さんから「三菱自動車の3組2交替導入とその影響、職場の実態」について報告がありました。それを、受けて参加者で協議して、最後にまとめとして山田信也先生から、「交替制の今後と健康に及ぼす影響と大企業の社会的責任」について話されました。

次回は、7月7日に愛知で「いのちと健康をまもるセンター」（仮称）が結成されることを受けて「センターのあり方」をテーマに論議を深めたいと思います。また、センター結成をかねて「第2回いのちと健康学校」が7月6日～7日に開かれます。

第16回あいち職場の健康問題研究会

と き：6月1日（土）午後2時から5時30分まで

ところ：研究所新事務所会議室（高齢者労働会館）（323-3435）

（地下鉄東別院下車・東へ徒歩5分（旧婦人）女性会館南向い

内 容：「いのちと健康センター」のあり方についての討論

センターに期待すること 山田 信也（名大医学部）ほか

第2回いのちと健康学校

主 催：愛労連、あいち職場の健康問題研究会など

と き：7月6日（土）午後2時～7日（日）12時まで

ところ：形原温泉「鈴岡」

宿泊費：10,000円 参加費：5,000円

内 容：講義 夜勤労働と健康破壊・労働と健康、労働時間短縮めざして

講 師 小野 雄一郎（名大医学部衛生学）

講義 過労死・労災・職業病と企業責任、労使協定

講 師 水野 幹男（弁護士・名古屋過労死弁護団）

夜は講師を囲んでの懇談・交流会

この1年の実践報告（名南労連、名勤生協、3組2交替のたたかいなど）

記念講演 いのちと健康センター結成にあたって

講 師 山田 信也（職場の健康問題研究会代表世話人）

いのちと健康センター結成総会（2日目の山田先生の記念講演をうけて）

12時から 結成総会 13時から 記念レセプション

愛知労働法共同研究会

この度、愛知労働問題研究所と自由法曹団愛知支部と協議をして、労働法学者、労働問題研究者と弁護士、労働者・労働組合と共同で労働法関係の共同研究会を開いていくことになりました。そして、第1回研究会を3月15日に行い研究所理事長の宮崎鎮雄先生から「ドイツの労働時間と生活時間の実態－1年間の留学で体験して」の興味深い報告を受けました。若干の意見交換の後で、今後の研究会の計画について協議しました。次回は、1回目の内容を引きつぎ以下のように行います。関心のある方はぜひご参加下さい。

愛知労働法共同研究会

と き：5月10日（金）午後6時30分～8時30分

ところ：名古屋市婦人会館（地下鉄東別院下車・東へ徒歩5分）
（331-5288）

内 容：イタリアの労働時間・生活時間の実態と全労連・自治労連の時短政策

報 告 岡田 全弘（自治労連愛知県本部）

宮崎報告を聞いてードイツの時短・生活の内容と日本の民間大経営

報 告 安藤 正康（アイシン精機労働者）

2つの報告をきいて

宮崎 鎮雄（愛知大学教授）

資料代：実費

*研究会の後で懇親会を計画しています

<経営分析研究会>

前回は、谷江先生から「91国民春闘に役立つ経営分析の基礎2」として、全国一般愛知あいち支部小太郎分会の資料をつかって、貸借対照表と損益計算書の見方と分析、中小企業の経営分析を詳細な資料を使って報告していただきました。

報告の後では、小太郎分会の方を中心にして内容を深める積極的な討論を行いました。

今後は、すでにお知らせしましたように6月から月2回計10回の谷江武士先生の講師による「経営分析の基礎講座」をはじめます。

経営分析の基礎を、経営分析資料の集め方、財務諸表の見方の基本、貸借対照表と損益計算書の見方、経常利益・内部留保の計算方法、企業収益率、などを通して分かりやすく具体的な事例をもつかって明らかにし、財務諸表を使って計算できる力もつけてゆきます。

ぜひ、ご期待下さい。詳細は後日ピラでお知らせします。

□ 研究所移転のお知らせと 研究所会員の拡大のお願い

みなさんのご協力で、あたらしい事務所を確保し、移転することになりました。新事務所の場所と、あたらしい電話番号は下記のとおりです。5月11日に移転作業をし、13日（月）から新事務所で業務をはじめます。

新事務所の確保・移転にあたって、会員のみなさんに「特別カンパ」（個人4千円）をおねがいたところ、多くの方々からお応えいただきたいへん感謝しております。しかし、それだけでは研究所の財政基盤を強化することにはならず、なにより取り組まなければならないことは、個人・団体会員をウント増やすことであると考えています。当面、10月の総会までに、100人以上の個人会員をふやし、総会ごもひきつづき100人の会員を増やすようにし、財政基盤と同時に研究所の大衆的基盤を築きたいと考えています。会員の皆さん一人が、一人の会員を増やしていただけると、この目標の達成は可能です。よろしくご協力ください。

新事務所確立のつどい――5月31日よる

なお、研究所移転にともない、愛知学習協と共同で「新事務所確立のつどい」を企画しました。ときは、「5月31日午後6時30分から」、ところは、事務所のある「高齢者労働会館」2階大会議室でひらくことにしました。会費は3千円。参加される方は、研究所あて、電話でけっこうです、ご連絡ください。

愛知労働問題研究所の新事務所

5月13日（月）から

郵便番号 460

名古屋市中区平和二丁目2-3 高齢者労働会館 5階

電話 052-323-3435 FAXも同じ

